

議案第 7 号

川崎市軽費老人ホーム条例を廃止する条例の制定について

川崎市軽費老人ホーム条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成25年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市軽費老人ホーム条例を廃止する条例

川崎市軽費老人ホーム条例（昭和49年川崎市条例第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（川崎市福祉センター条例の一部改正）

2 川崎市福祉センター条例（昭和49年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第5条第2号を次のように改める。

(2) 削除

（川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

3 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を削り、附則第3項を附則第2項とし、

同項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第4項の前の見出し及び同項から附則第20項までを削る。

参考資料

## 制 定 要 旨

川崎市軽費老人ホーム条例を廃止するため、この条例を制定するものである。